

宮城県告示第七百八十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用の手続開始の申立てがあつたので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年八月七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一 収用の手続が開始される土地等

- 1 起業者の名称 宮城県
- 2 事業の種類 一級河川名取川水系南貞山運河改修工事（左岸・名取市下増田字北原東地内、右岸・名取市下増田字台林地内から同市下増田字屋敷地内まで）
- 3 収用の手続が開始される土地 名取市下増田字北原東及び字台林地内

二 起業者が収用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

名取市役所（土木課）